

日バス協業第107号
令和6年4月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に
関する処理方針等通達の一部改正について

平素より当協会の運営に関して、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、国土交通省物流・自動車局から「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び
料金の上限の認可に関する処理方針等通達の一部改正について」別紙のとおり通達が発出され
ました。

貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお
願いいたします。

担当:業務部 松浦

TEL:03-3216-4014